

## 箕面市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 略</p> <p>第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1）連携計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（2）連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>（3）連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>（4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項。</p> <p>（5）前四号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>網形成計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1）<u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（2）<u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>（3）<u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>（4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項。</p> <p>（5）前四号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</p>

旧	新
<p>第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 箕面市</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が組織する団体</p> <p>(4) 住民、公共交通利用者及びNPO</p> <p>(5) 商工事業者及び関係団体</p> <p>(6) 近畿運輸局、大阪府、道路管理者及び公安委員会</p> <p>2 箕面市は、協議会を代表する。</p> <p>3 協議会に委員を置く。</p> <p>4 委員は、第1項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。</p>	<p>第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 箕面市</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) <u>公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が組織する団体</u></p> <p>(4) <u>住民、公共交通利用者及びNPO</u></p> <p>(5) <u>商工事業者及び関係団体</u></p> <p>(6) 近畿運輸局、大阪府、道路管理者及び公安委員会</p> <p>2 箕面市は、協議会を代表する。</p> <p>3 協議会に委員を置く。</p> <p>4 委員は、第1項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。</p>
<p>第6条～第20条 略</p>	<p>第6条～第20条 略</p>
<p>第21条 会長は、次に掲げる書類を、箕面市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 作成した連携計画の案</p> <p>(2) 作成した地域公共交通活性化・再生総合事業計画</p> <p>(3) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書の写し</p> <p>(4) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書の写し</p> <p>(5) 前年度末の財産目録及び貸借対照表</p> <p>(6) 規約その他報告が必要と認められるもの</p>	<p>第21条 会長は、次に掲げる書類を、箕面市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 作成した<u>網形成計画</u>の案</p> <p>(2) 作成した<u>地域公共交通特定事業計画</u></p> <p>(3) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書の写し</p> <p>(4) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書の写し</p> <p>(5) 前年度末の財産目録及び貸借対照表</p> <p>(6) 規約その他報告が必要と認められるもの</p>

旧		新	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
区分	委 員	区分	委 員
第5条 第1項 第1号	箕面市 副市長（公共交通担当）	第5条 第1項 第1号	箕面市 副市長（公共交通担当）
	箕面市 市政統括監		箕面市 市政統括監
	箕面市 政策総括監（地域創造部担当）兼 地域創造部長		箕面市 政策総括監（地域創造部担当）兼 地域創造部長
	箕面市 政策総括監（地域創造部担当）		箕面市 政策総括監（地域創造部担当）
	箕面市 健康福祉部長		箕面市 健康福祉部長
	箕面市 子ども未来創造局長		箕面市 子ども未来創造局長
第5条 第1項 第2号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授	第5条 第1項 第2号	大阪大学 大学院 工学研究科 教授
	大阪大学 大学院 工学研究科 助教		大阪大学 大学院 工学研究科 助教
	公共交通に見識のある行政経験者		公共交通に見識のある行政経験者
第5条 第1項 第3号	阪急電鉄株式会社の代表	第5条 第1項 第3号	阪急電鉄株式会社の代表
	阪急バス株式会社の代表		<u>北大阪急行電鉄株式会社の代表</u>
	大阪タクシー協会の代表		阪急バス株式会社の代表
	阪急バス労働組合の代表		大阪タクシー協会の代表
	阪急バス労働組合の代表		阪急バス労働組合の代表
			<u>大阪高速鉄道株式会社の代表</u>
第5条 第1項 第4号	みのおの交通を考える会の代表	第5条 第1項 第4号	みのおの交通を考える会の代表
	粟生第二住宅自治会の代表		<u>箕面市身体障害者福祉会の代表</u>
	自転車道ネットワーク公募市民の代表		<u>オレンジゆずるバス検討分科会副分科会</u>
	分科会の副分科会長		長

旧		新	
第 5 条 第 1 項 第 5 号	箕面商工会議所の代表	第 5 条 第 1 項 第 5 号	箕面商工会議所の代表
	大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表 (C OM)		大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表 (C OM)
	株式会社ジェットの代表		東急不動産 S C マネジメント株式会社の 代表 (みのおキューズモール)
	東急不動産 S C マネジメント株式会社の 代表 (みのおキューズモール)		
	株式会社ビーバーレコードの代表 (ビーバ ーワールド)		
	学校法人大阪青山学園の代表		
	有限会社箕面自動車教習所の代表		
第 5 条 第 1 項 第 6 号	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 首席運輸企画専門官 (総務企画)	第 5 条 第 1 項 第 6 号	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 首席運輸企画専門官 (総務企画)
国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送)	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送)	大阪府 都市整備部 交通道路室 参事	大阪府 都市整備部 交通道路室 参事
大阪府 都市整備部 交通道路室 参事	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道 事務所 管理第二課長	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道 事務所 管理第二課長	大阪府 池田土木事務所 維持保全課長
国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道 事務所 管理第二課長	大阪府 池田土木事務所 維持保全課長	箕面市 みどりまちづくり部長	箕面市 みどりまちづくり部長
大阪府 池田土木事務所 維持保全課長	箕面市 みどりまちづくり部長	大阪府箕面警察署 交通課長	大阪府箕面警察署 交通課長
箕面市 みどりまちづくり部長	大阪府箕面警察署 交通課長		

